

加賀市は特定行政庁に移行します

(平成30年 4月 1日 から)

平成30年4月1日から石川県から権限の委譲を受け、建築基準法第4条第2項の規定による建築主事を置き、特定行政庁に移行します。これにともない、全ての建築物に関する建築確認や許可等を加賀市にて取り扱うことになります。主な事務は下記の通りです。

- ① 建築基準法に基づく建築物、工作物、建築設備等の確認・検査
- ② 建築基準法に基づく許可・認定
- ③ 建築基準法に基づく定期報告の受理
- ④ 建設リサイクル法、建築物省エネ法に基づく届出
- ⑤ 長期優良住宅、低炭素住宅の認定
- ⑥ 建築計画概要書の閲覧、台帳記載事項証明書の発行等

加賀市建築基準条例が制定されました

(平成29年12月19日 公布) (平成30年 4月 1日 施行)

加賀市では建築基準法に基づき「加賀市建築基準条例」を制定しました。この条例は、これまで適用されてきた「石川県建築基準条例」から移行するものであり、加賀市の地域特性に即した安全で快適なまちづくりを推進するために災害防止等に関して必要な事項に関する規定を定めております。

石川県建築基準条例との主な相違点

○がけ付近の建築物(第6条)

「がけ」の上に建築物を建築する場合、雨水、汚水の排水ががけ面を流下し、擁壁の裏側又はがけに浸透しないように排水施設を設けることで地盤の保全に努めるように配慮して下さい。

○自動車車庫、自動車修理工場及び倉庫に係る敷地の出入口(第17条)

県条例では50㎡を超える自動車車庫への規制でしたが、加賀市の地域性を考慮し、県条例の規制の緩和を行うものです。市条例では100㎡を超える自動車車庫が対象となります。

○日影による中高層の建築物の高さ制限(第19条)

日影による中高層の建築物の高さの制限区域等を指定するものです。

新たに、用途地域に指定のない区域についても規制します。

※「加賀市建築基準条例」「加賀市建築基準条例解説」「石川県建築基準条例と加賀市建築基準条例の対照表」は加賀市ホームページ(下記URL)にて閲覧頂けます。

<http://www.city.kaga.ishikawa.jp/kensetu/kenchiku/kenntikukijunnjourei.html>

●お問い合わせ先●

加賀市建設部建築課建築係

電話：0761-72-7935(直通)